

2004年度 政務調査費支出報告書

参 考 資 料

1. 政務調査費の「不透明性」をめぐる注目すべき事件
2. 全国で広がる「公開」のとりくみ
3. 議会の自発的などりくみで公開を

2005年6月

日本共産党広島市会議員団

1. 政務調査費の「不透明性」をめぐる注目すべき事件

使途の「不透明性」がとりざたされることが多い政務調査費ですが、この「不透明性」をめぐる注目すべき2つの事件について以下紹介します。

*

【事件 1】

**札幌高裁 会派のために使ったとの立証ない「議員への分配」は違法と判断
「政務調査費は議員の第二給与」に歯止め**

この裁判は、札幌市議会の自由民主党議員会が、会派に支給された政務調査費を同会派の所属議員に「政務調査分担費」として分配し、「分担費」の使途は各議員の政治活動そのものに関わるとして明細を明らかにする必要はないとしている問題で市民が訴えたものです。

これについて札幌高裁は2004年10月20日、同市の条例が交付対象を「会派」に限定し、使途基準も「会派」の調査研究に必要な経費としていることから、「会派のために使用したとの立証がない分担費は、条例に違反する違法な支出」と判断。同会派に対し、分担費として議員に分配した約1,500万円を札幌市に支払うよう命じました。

この判決は、条例で「会派」が支給対象となっている場合には、仮に議員個人の資質を高めるものに使われていたとしても、会派の政務調査活動に使っていない場合は違法とした点で、「政務調査費は議員の第二給与」という傾向に歯止めをかけるものといえます。

【事件 2】

**滋賀県議会では政党への「調査業務委託費」の問題が明るみに
議会内で透明性高める必要あるとの認識広がる**

滋賀県議会では、最大会派「自民党・湖翔クラブ」が2003年度の政務調査費約5,400万円のうち約1,600万円を「調査業務委託費」として自民党県支部連合会に支出していたことが明らかとなり、政党活動に使われた恐れがあるとして問題になっています。

さらに同会派は、2002年度は調査業務委託料として職員3人分の人件費計1,200万円を支払う予定でしたが、県議選を控えて広報費が膨らんだため人件費を計900万円に減額。翌2003年度に2002年度の減額分300万円を上乗せするかたちで計1,500万円の人件費を党県連に支払ったことも明るみになっています。

この問題では、同県の市民オンブズマンが6月8日、「調査委託の名目で政党職員の人件費に充てている」「党県連と共催の自民政治大学校への支出は政党活動にあたる」として、5年間の違法支出分約1億5,500万円を同会派と党県連に対して県に賠償するよう勧告を求める住民監査請求をしました。

また、この問題をうけ、同県議会内では政務調査費の透明性を高める必要があるとの認識が広がっています。

(京都新聞6月7日付けより、会派代表者のコメント)

日本共産党・・・領収書添付を義務付けるよう条例を変えるのが一番。

自民党・湖翔クラブ・・・使途は明確なほうが望ましく、あり方を反省しなくてははいけない。

公明党・・・以前から領収書添付を県議会に要望。領収書は透明性確保に欠かせない。

2. 全国で広がる「公開」のとりくみ

そもそも、2000年の地方自治法改正による政務調査費の制度化は、地方議員の調査活動基盤を充実させ、その審議能力を強化することで地方議会の活性化を図るとともに、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが意図されていました。

近年、情報公開に対する市民意識が高まるなか、全国的に「公開」へのとりくみは着実に広がっています。

(政令市では)

福岡が2004年4月から5万円以上の支出について領収書の添付を義務化したのを皮切りに、札幌、さいたま、京都の3市がこれに続きました。

また、今年4月に指定市になった静岡市は、すべての支出に領収書を添付するよう義務づけています。

(比較的規模の小さい議会で積極的なとりくみ)

栃木県の足利市議会では領収書添付の義務化と議会ホームページでの公開に向け、この6月定例会に改正案が議員提案され、可決されれば2005年交付分から適用されます。

(県レベルでも全支出に領収書添付)

全支出の領収書添付を義務付けた岩手県議会の2004年度分の収支報告書の公開では、地元紙が「飲食を伴う各種団体との懇談会費」など疑問のあるものもあるが、点検のためには「支出を漏れなく記入する姿勢が欠かせない」として公開に注目しています。

(広島県内でも6市議会が領収書公開)

中国新聞(5月19日付け)によると、広島県内の15市議会のうち、呉、尾道、三原、廿日市、三次、安芸高田の6市議会が領収書の添付と公開にとりこんでいます。

また、これ以外でも、府中市議会は「請求を受け、領収書を保管する会派の了承があれば公開する」とし、因島市議会では支出の適否を確認するために事務局が添付を任意で求め、全会派が応じているとのことでした。

広島県内15市議会の政務調査費（中国新聞5月19日付け）

市	1人あたり月額	2003年度支給総額	領収書添付	領収書公開
広島	340,000 円	2 億 6,880 万円	×	×
福山	70,000 円	3,389 万円	×	×
呉	50,000 円	1,855 万円	○	○
東広島	25,000 円	893 万円	×	×
尾道	約 18,000 円	506 万円	○	○
三原	25,000 円	630 万円	○	○
廿日市	20,000 円	876 万円	○	○
三次	30,000 円	624 万円	○	○
府中	10,000 円	288 万円	×	×
庄原	制度なし	—	—	—
竹原	2,500 円	54 万円	×	×
因島	15,000 円	378 万円	×	×
大竹	18,000 円	313 万円	○	×
安芸高田	30,000 円	05 年度から支給	○	○
江田島	制度なし	—	—	—

※ 尾道は年間総額 22 万円と規定

3. 議会の自発的なとりくみで公開を

地方分権が進み、地方議会の役割がますます大きくなるなか、地方議員の調査活動基盤を充実させ、その審議能力を強化し、地方議会の活性化を図るための政務調査費は、本来ならば今後一層その効果を市民に期待されるべきもののはずです。しかし、その使途が不透明な今のしくみでは、市民は期待感を抱こうにも抱けない状況です。

税金の使い方を厳しく監視する議会において使途が明らかにされない公金の支出があるという問題は、政務調査費の本来の役割をおとしめ、市議会に対する市民の信頼をも失ってしまうことにつながりかねません。

多くの「非公開派」の議会と同様、広島市議会も「条例や規則で定めていない」ことを理由に、これまで領収書の添付・公開が実施されてきませんでした。しかし、ルールがないのであれば、議会が自らエリを正し、ルールをつくればすむことであり、そのための権能を議会は有しています。

先の広島市包括外部監査結果報告では、「政務調査費の交付先が、住民の選挙により選ばれた議員であり、その住民の政務調査費の使途への情報公開の要求の高まりを見ると、(中略)条例、規則を改正し、収支報告書への領収書の添付を義務付けるとともに、領収書は市民の請求があれば閲覧できるようにすることが望ましい」との指摘がありました。

くわえて、同報告をめぐる審議のなかで、「(包括外部監査人の指摘については)議会の方で、このご意見を踏まえてご検討されるべきこと」(2月17日本会議 監査事務局長答弁)との発言もあり、市議会の主体的なとりくみが求められていることが再確認されました。

日本共産党広島市議団は、2002年度分から領収書単位の支出を記載した報告書をホームページで公開し、領収書は議員控え室で閲覧できるように対応しています。また、2004年度分からは議員事務所の調査補助員の活動報告書(2004年11月以降)も閲覧できるようにしました。

「領収書の添付と公開」は、議会の自発的なとりくみによって実現できます。そのためにも日本共産党広島市議団は引き続き議会に働きかけていきます。